

協同組織としての農協のあるべき姿について

1 農協と株式会社の相違点

		農 協	株 式 会 社
設立目的		農業者の自主的な相互扶助組織として農業者が利用するための事業を行い、 <u>組合員の事業利用によるメリットを最大化すること</u> 【農協法第8条】	事業で利益をあげ、これを株主に配当すること
営利性		営利を目的とせず（＝出資配当のための活動は行わない） 【農協法第8条】	営利を目的（＝出資配当する利益の獲得を目指す）
構成員		地区内の農業者 【農協法第12条】	株主（株式を持てば誰でもなれる）
経営体制	議決権	人的結合体であり、正組合員について一人一票ずつ 【農協法第16条】	資本結合体であり、保有する単元株数に比例して株主が議決権を保有
	役員（理事・取締役）の資格	理事の2 / 3以上は組合員 経営管理委員会を置いたときは、理事の資格制限はなし 【農協法第30条等】	取締役の資格制限なし
事業活動	事業の範囲	農協法に実施可能な事業が限定列挙 この中で、当該農協の組合員にとって意味のある事業を定款で定める 【農協法第10条等】	定款に定めれば、どのような事業でも実施可能
	対象者	構成員である組合員の事業利用を前提に事業を実施 一方で、 <u>農産物の販売先・生産資材の仕入先等は、経済社会一般であり、そこでは農協も当然株式会社等と競争することになる</u>	限定なし
利益の分配		出資配当に制限あり 【農協法第52条】 〔 剰余金の配当は、 <u>組合員の事業利用の「事後精算」</u> である利用分量配当が原則 農協といえども将来にわたる安定経営・経営発展等の見地から内部留保の蓄積が必要 〕	出資額に比例して無制限 〔 剰余金の配当は、外部から獲得した利益の「株主への分配」であり、保有株数に比例して無制限に配当することが可能 〕

2 関係条文

(1) 食料・農業・農村基本法

4つの「基本理念」

【食料の安定供給の確保】

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

【多面的機能の発揮】

第三条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

【農業の持続的な発展】

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

【農村の振興】

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

新基本法における農協の位置付け

【農業者等の努力】

第九条 農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

【農業者等の努力の支援】

第十一条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

【農業団体の再編整備】

第三十八条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

(2) 農業協同組合法

【農協の目的・非営利性】

第八条 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

【組合の構成員】

第十二条 農業協同組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

- 一 農業者（組合を除く。）
- 二 当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であつて、当該農業協同組合の施設を利用することを相当とするもの
- 三 当該農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- 四 農事組合法人等当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員となつている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他当該農業協同組合又は当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となつている団体（前三号に掲げる者を除く。）

2（略）

【議決権】

第十六条 組合員は、各々一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、第十二条第一項第二号から第四号まで又は第二項第二号若しくは第三号の規定による組合員（以下「准組合員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。
2（略）

【役員】

第三十条 組合は、役員として理事及び監事を置く。
2（略）
4 役員は、定款の定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）においてこれを選挙する。ただし、農業協同組合の役員（設立当時の役員を除く。）は、定款の定めるところにより、総会外においてこれを選挙することができる。
5～9（略）
10 役員は、第四項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）においてこれを選任することができる。
11 組合の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員（法人にあつては、その役員）（准組合員を除き、組合員（法人にあつては、その役員）の組合員（法人にあつては、その役員）又はその組合員（法人にあつては、その役員）で准組合員でないものを含む。以下この項及び次条第三項において同じ。）たる個人又は組合員（法人にあつては、その役員）たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事は、設立の同意を申し出た農業者（法人にあつては、その役員）又は設立の同意を申し出た組合の組合員（法人にあつては、その役員）でなければならない。
12～13（略）

第三十条の二 組合（次項に規定する農業協同組合連合会を除く。）は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。

2～3（略）
4 経営管理委員を置く組合の理事の定数は、前条第二項の規定にかかわらず、三人以上とする。
5 前項の組合の理事は、前条第四項及び第十項の規定にかかわらず、経営管理委員会を選任する。
6 前条第十一項の規定は、第四項の組合には、適用しない。

【組合の事業】

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の十五の二第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
 - 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
 - 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
 - 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
 - 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
 - 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
 - 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
 - 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
 - 九 農村工業に関する施設
 - 十 共済に関する施設
 - 十一 医療に関する施設
 - 十二 老人の福祉に関する施設
 - 十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設
 - 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - 十五 前各号の事業に附帯する事業
- 2 組合員又は会員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）は、前項に規定する事業のほか、組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者）の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。
- 3（以下略）

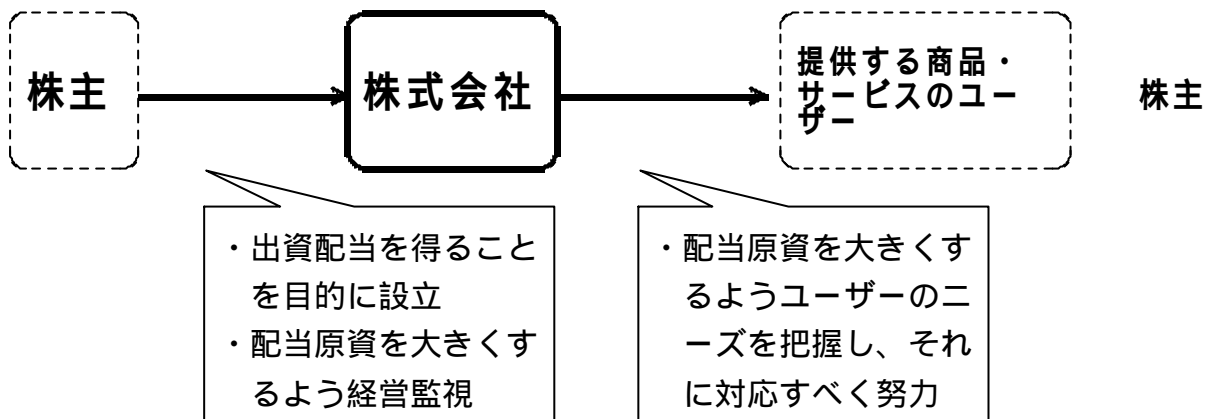
【配当制限】

第五十二条（略）

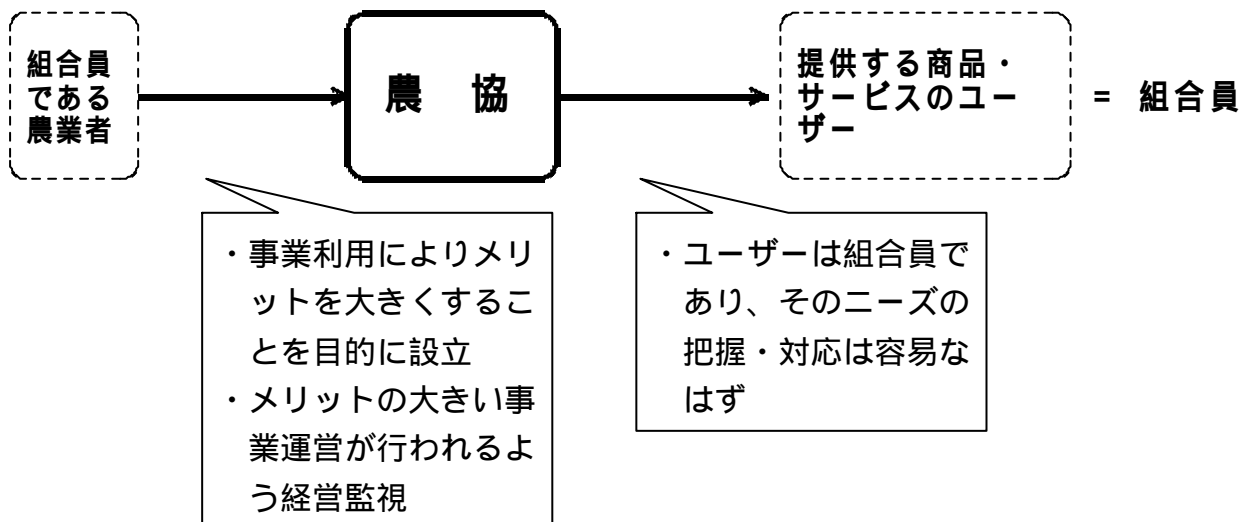
- 2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分量の割合に応じ、又は年八分以内において政令で定める割合を超えない範囲内で払込済みの出資の額に応じてしなければならない。

1 株式会社と農協

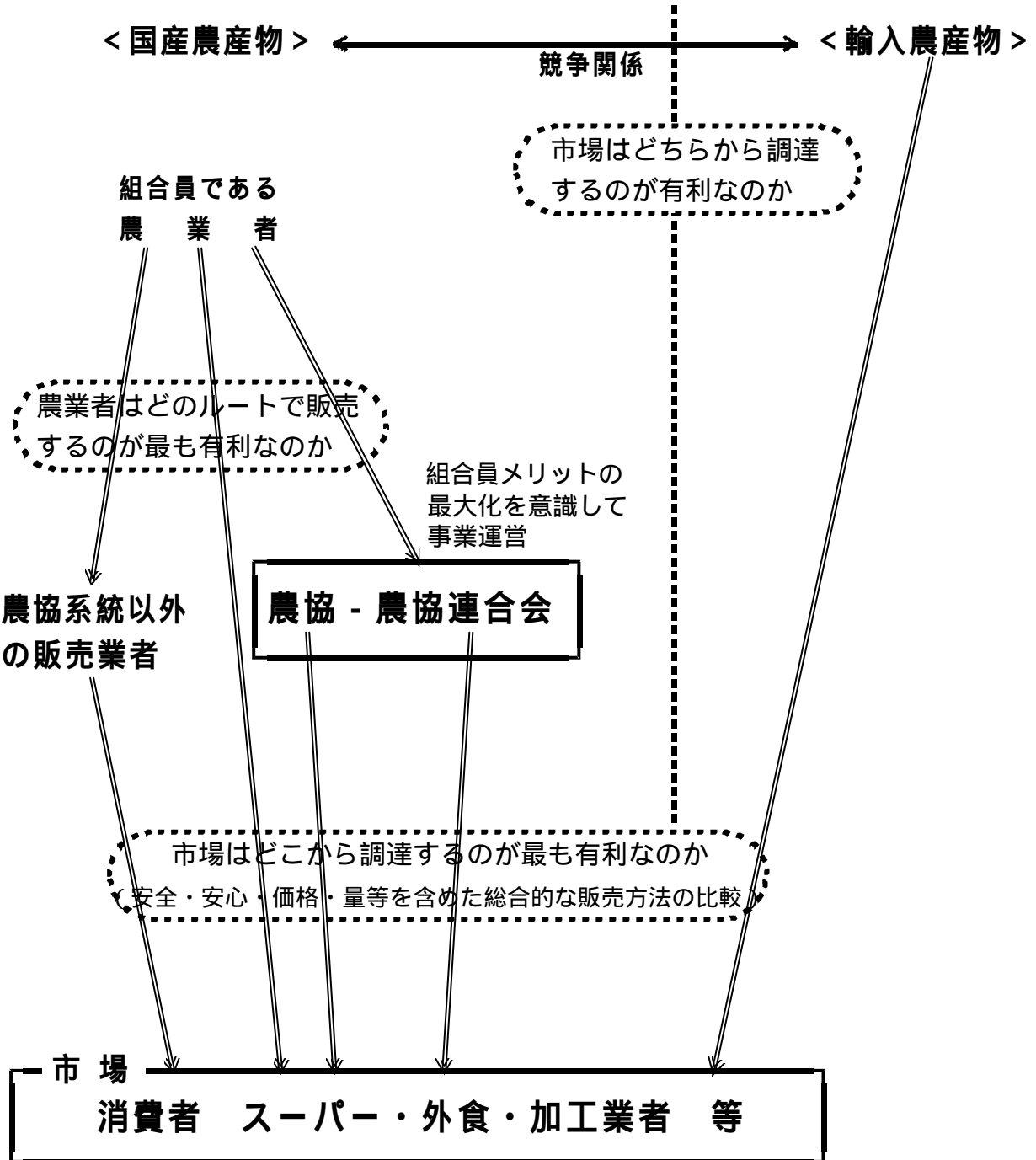
(1) 株式会社



(2) 農協



2 農産物販売



3 生産資材

